資料－３

# 最上川水系大旦川流域
# 特定都市河川指定について

令和７年12月25日

山形県
Yamagata Prefecture Government

# 流域の概要

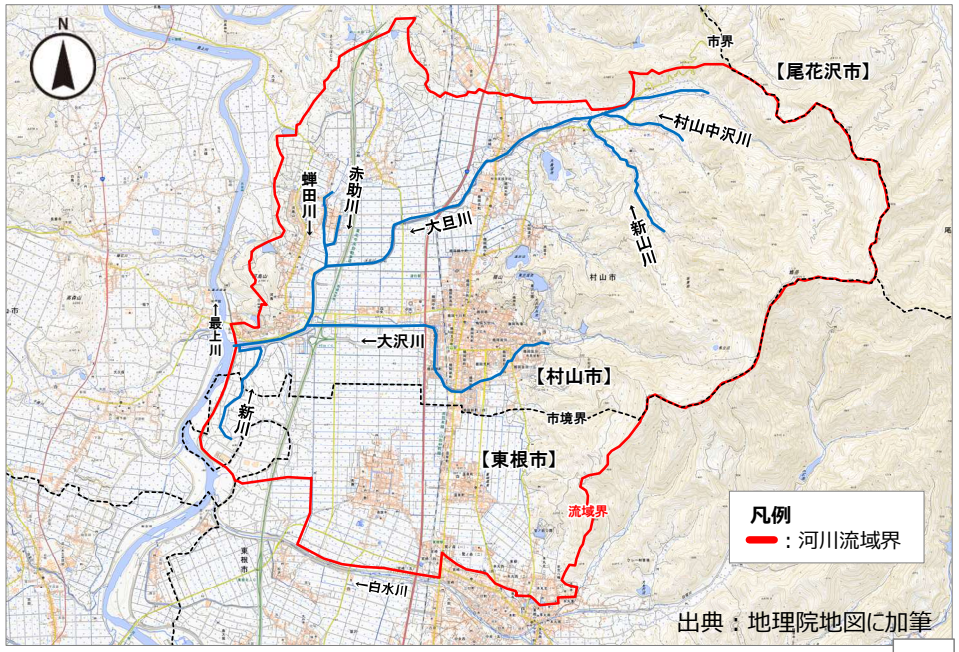
山形県
Yamagata Prefecture Government

○ 大旦川は、山形県の母なる川「最上川」の支川で、その源を奥羽山脈の甑岳（こしきだけ）に発し、山形盆地北部の村山扇状地を流れる流域面積54.7km²、流路延長9.6kmの一級河川である。
○ 現況河川幅が狭く蛇行しながら流れていたことや、下流部の地形がすり鉢状に低く水が溜まりやすくなっていることから、度々浸水被害が発生している。
○ 最上川合流部には、国土交通省が最上川の背水対策のため、昭和９年に大旦川水門を設置（平成５年改築）、その後、水門閉鎖時の内水排除対策として昭和47年に大旦川排水機場が設置（平成26年改築）されている。
○ 大旦川では昭和61年から支川の大沢川や蝉田川なども含め、流下能力向上のため河道整備に着手し流域の浸水被害の軽減を図る取組を進めている。
○ 令和５年６月には調節池の一部を暫定的に運用を開始しており、段階的な整備効果の発現に取り組んでいる。
○ 流域には、村山市、東根市の２市の一部が含まれる。




斜め写真

- **河川流域面積**　約54.7km²
  （内訳）村山市　約41.5km²、東根市　約13.2km²
- **河川数**　7河川
  おおだんがわ　おおさわがわ　せみだがわ　あかすけがわ　しんかわ　にいやまがわ　むらやまなかざわがわ
  大旦川、大沢川、蝉田川、赤助川、新川、新山川、村山中沢川




流域図

# 主要洪水における被害の概要

山形県
Yamagata Prefecture Government



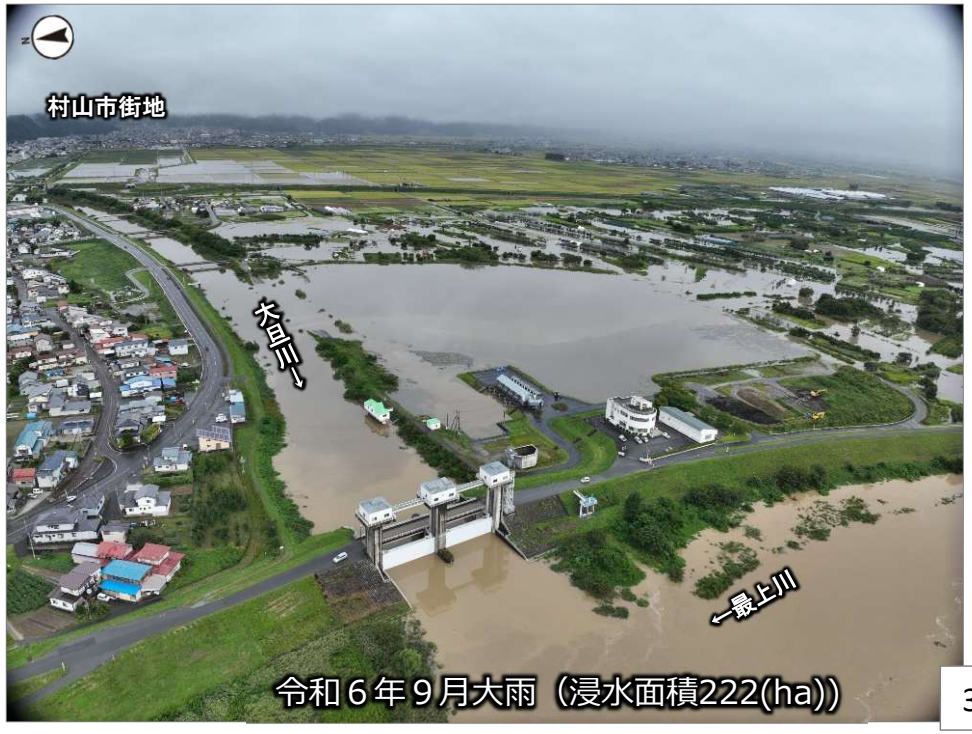
平成９年６月台風８号（浸水面積380(ha)）



平成14年７月台風６号（浸水面積320(ha)）



令和２年７月豪雨（浸水面積406(ha)）



令和６年９月大雨（浸水面積222(ha)）

# 特定都市河川制度を活用した「流域治水」の推進

山形県
Yamagata Prefecture Government

○これまでの検討会等において、各機関が進める対策をとりまとめ、各々が対応可能な対策を進めているが、浸水被害（令和２年７月豪雨、令和６年９月大雨等）が発生している。
○現在進めている大旦川の河川整備を加速させ、また各機関の対策の実行性を確保することにより、流域内の浸水被害のリスクを軽減する必要がある。
○法的枠組みを活用し「流域治水」を本格的に実践するため、「特定都市河川制度」の活用が最も効果的である。

## ■ 特定都市河川制度による「流域治水」の本格的実践

### ● 流域治水の計画・体制の強化

**特定都市河川の指定**

↓

**流域水害対策協議会の設置**
計画策定・対策等の検討

県が特定都市河川の指定を行うものは、流域水害対策協議会の設置は法律上『任意』となるが、『流域水害対策計画』の策定にあたり同等の組織が必要と考え、協議会の設置を想定する。

↓

**流域水害対策計画の策定**
目標降雨、計画期間
期間に実施する取組

関係者が協働し、本格的に実践

▲ 指定から計画策定までの流れ

### ● 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

**河川改修・排水機場等のハード整備**

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強　等

**雨水貯留浸透施設の整備**

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≧30m³（条例で0.1–30m³の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例




**雨水浸透阻害行為の許可**

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000㎡※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

**保全調整池の指定**

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

**浸水被害防止区域の指定**

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保




浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

**貯留機能保全区域の指定**

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告




貯留機能を有する土地のイメージ

出典：国土交通省資料より

# 関係機関における指定に向けた検討

山形県
Yamagata Prefecture Government

○ 令和５年度から特定都市河川制度についての検討を開始。
○ 令和７年７月17日に開催した「大旦川流域水害対策勉強会」において、**特定都市河川指定に合意**することを確認

## ■ 開催概要

- 開催日：令和７年７月17日（木）
- 場　所：村山総合支庁北村山地域振興局
- 出席機関：村山市、東根市、国土交通省山形河川国道事務所
  山形県（村山総合支庁建設部、県土整備部）
- 議事内容：これまでの治水対策検討状況、河川整備状況、国・市の取組状況
  今後の取組の方向性

## ■ 各機関代表者の意見交換



### 村山市　志布市長

- 令和２年、４年、６年と浸水被害が発生しており、被害があった地区住民から被害解消の強い要望がある。
- 浸水被害軽減のため、特定都市河川指定を進めてもらいたい。
- 今後も国・県・市が連携して取り組んでいきたい。



### 東根市　土田市長

- 令和２年７月豪雨で堤防が決壊した白水川の復旧や堤防嵩上げの整備が完了したことに感謝する。
- 長瀞西部は浸水被害の常襲地帯である。これを軽減するため、特定都市河川に指定し、調節池の拡大を進めてほしい。



### 山形河川国道事務所　山影副所長

- 最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトにより最上川本川の水位が下がることで、大旦川の被害軽減も期待できる。
- 特定都市河川について、先例の石子沢川を参考に地域にあった対策ができるよう、引き続き協力する。



### 山形県村山総合支庁建設部　菊地次長

- 各機関からは、最上川の整備や雨水排水施設の整備、田んぼダムにより大旦川の被害軽減に取り組んでいただいている。
- 大旦川整備の加速や総合的な治水対策を確実に実行するため特定都市河川指定に向け、一致団結して取り組んで行きたい。





▲ 開催状況

# 指定要件の整理

山形県
Yamagata Prefecture Government

○ 大旦川は、特定都市河川の指定の各要件を満足する河川である。

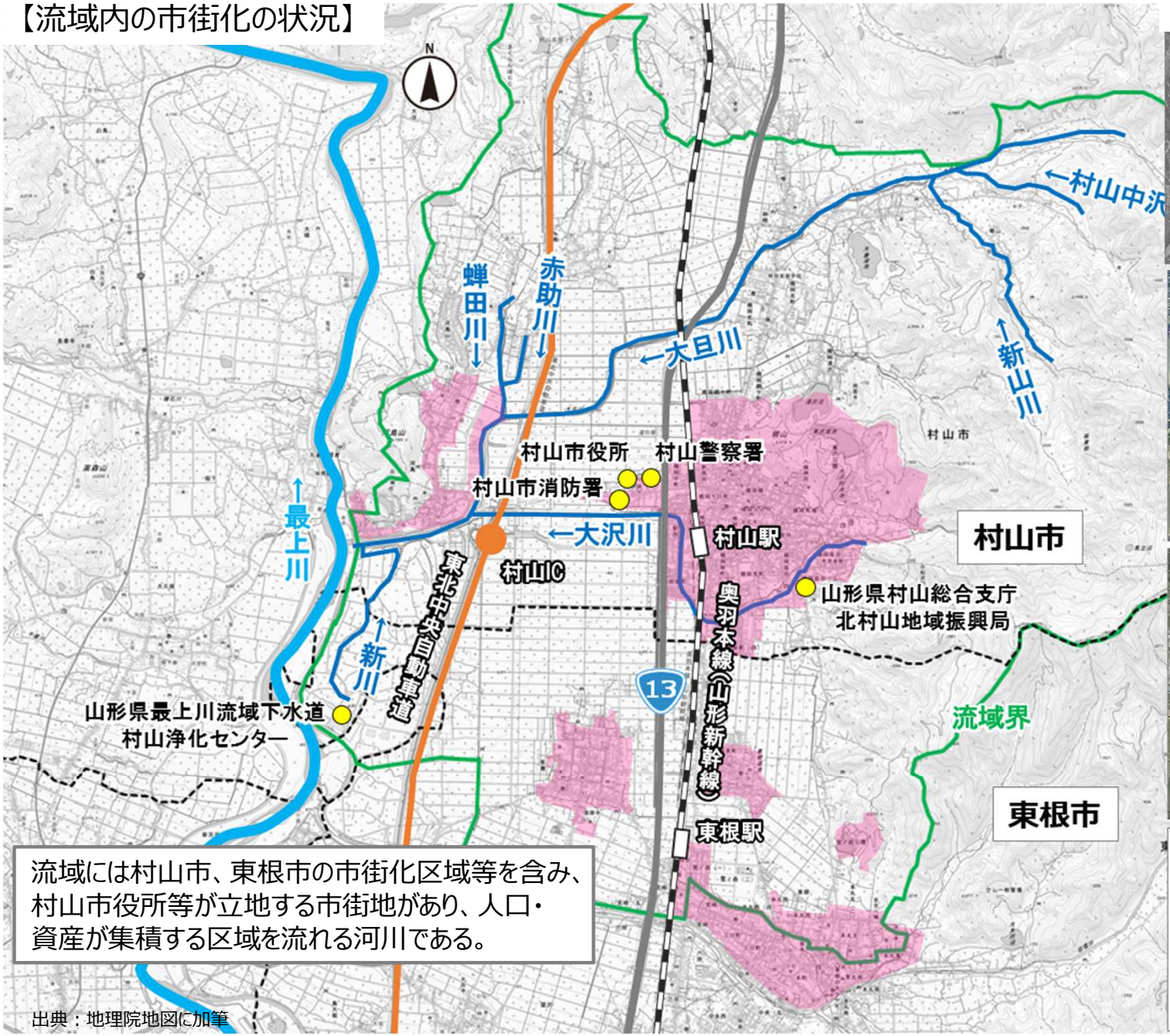
| 要件 | | 基準 | 大旦川等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 都市部を流れる河川 | 市街化区域等（家屋が連坦した地域の中心部や役場の立地する地域含む）の人口・資産が集積した区域を流れる河川 | **市街化区域等を流れる河川**である。<br>沿川には村山市役所、村山警察署、村山消防署等の重要施設が立地している。 |
| 2 | 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ | 水防法第14条第１項及び第２項の各号に該当する洪水浸水想定区域の指定対象となる河川 | 水防法第14条第２項第１号及び第３号に該当する**洪水浸水想定区域の指定対象となる河川**である。<br>対象河川は全て洪水浸水想定区域を指定している。 |
| 3 | 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難 | 次のいずれかに該当する河川<br><br>①流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね５割以上であり市街化が著しく進展している河川<br>②接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川<br>③地形（狭窄部，天井川）や地質，貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川 | 次の理由から②に該当する。<br><br>・接続する最上川の水位が高くなるとバックウォーターを防ぐため水門が閉鎖され、排水機場により最上川へ排水している。<br>・**最上川への排水制限**があり、度々内水氾濫が発生している。 |

# 指定要件（要件１：都市部を流れる河川）

山形県
Yamagata Prefecture Government

○ 市街化区域等(家屋が連坦した地域の中心部や役場の立地する地域を含む)の**人口・資産が集積した区域**を流れる河川

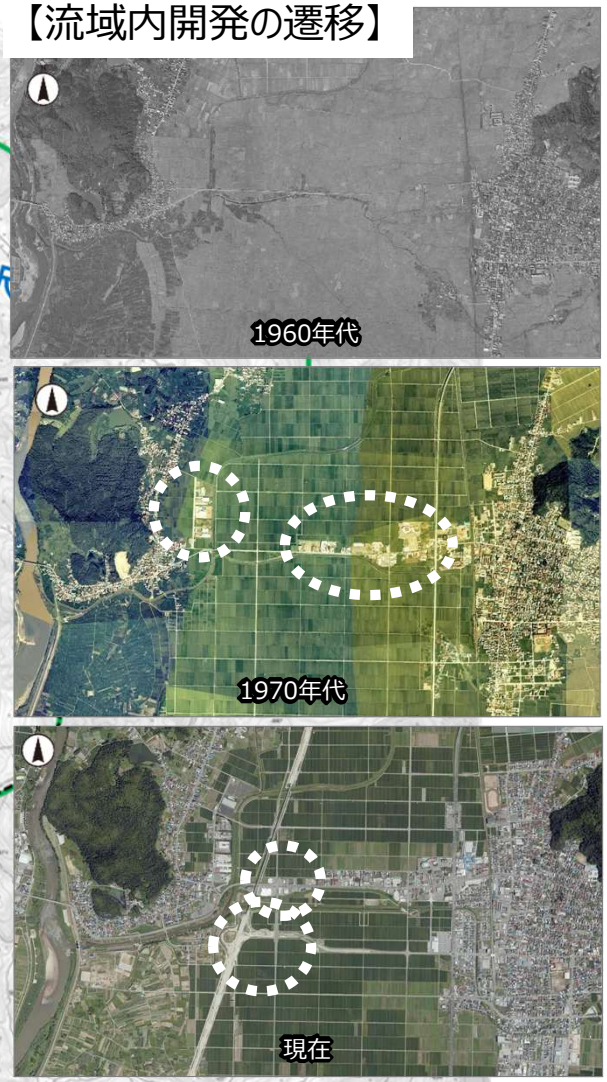
【流域内の市街化の状況】




流域には村山市、東根市の市街化区域等を含み、村山市役所等が立地する市街地があり、人口・資産が集積する区域を流れる河川である。

出典：地理院地図に加筆

【流域内開発の遷移】




【凡例】
- 公共施設等
- 市境界
- 直轄管理河川
- 県管理河川
- 大旦川流域界
- 市街化区域等

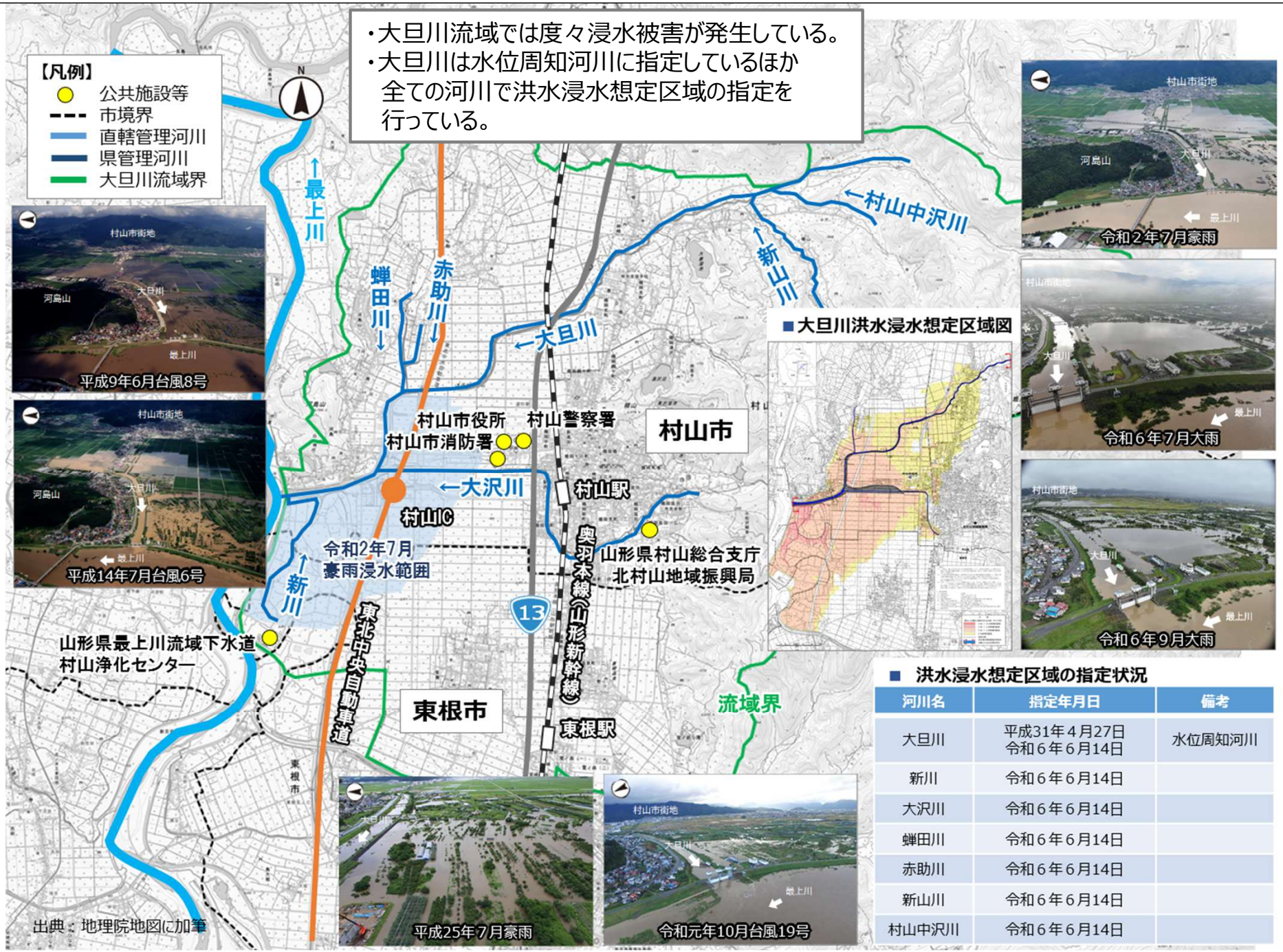
1970年代から開発が進み現在に至る。

# 指定要件（要件２：著しい浸水被害発生、又はそのおそれ）

山形県
Yamagata Prefecture Government

○ 水防法第14条第１項及び第２項の各号に該当する**洪水浸水想定区域の指定対象**となる河川

・大旦川流域では度々浸水被害が発生している。
・大旦川は水位周知河川に指定しているほか全ての河川で洪水浸水想定区域の指定を行っている。










■大旦川洪水浸水想定区域図


















■ 洪水浸水想定区域の指定状況

| 河川名 | 指定年月日 | 備考 |
|---|---|---|
| 大旦川 | 平成31年４月27日<br>令和６年６月14日 | 水位周知河川 |
| 新川 | 令和６年６月14日 | |
| 大沢川 | 令和６年６月14日 | |
| 蝉田川 | 令和６年６月14日 | |
| 赤助川 | 令和６年６月14日 | |
| 新山川 | 令和６年６月14日 | |
| 村山中沢川 | 令和６年６月14日 | |

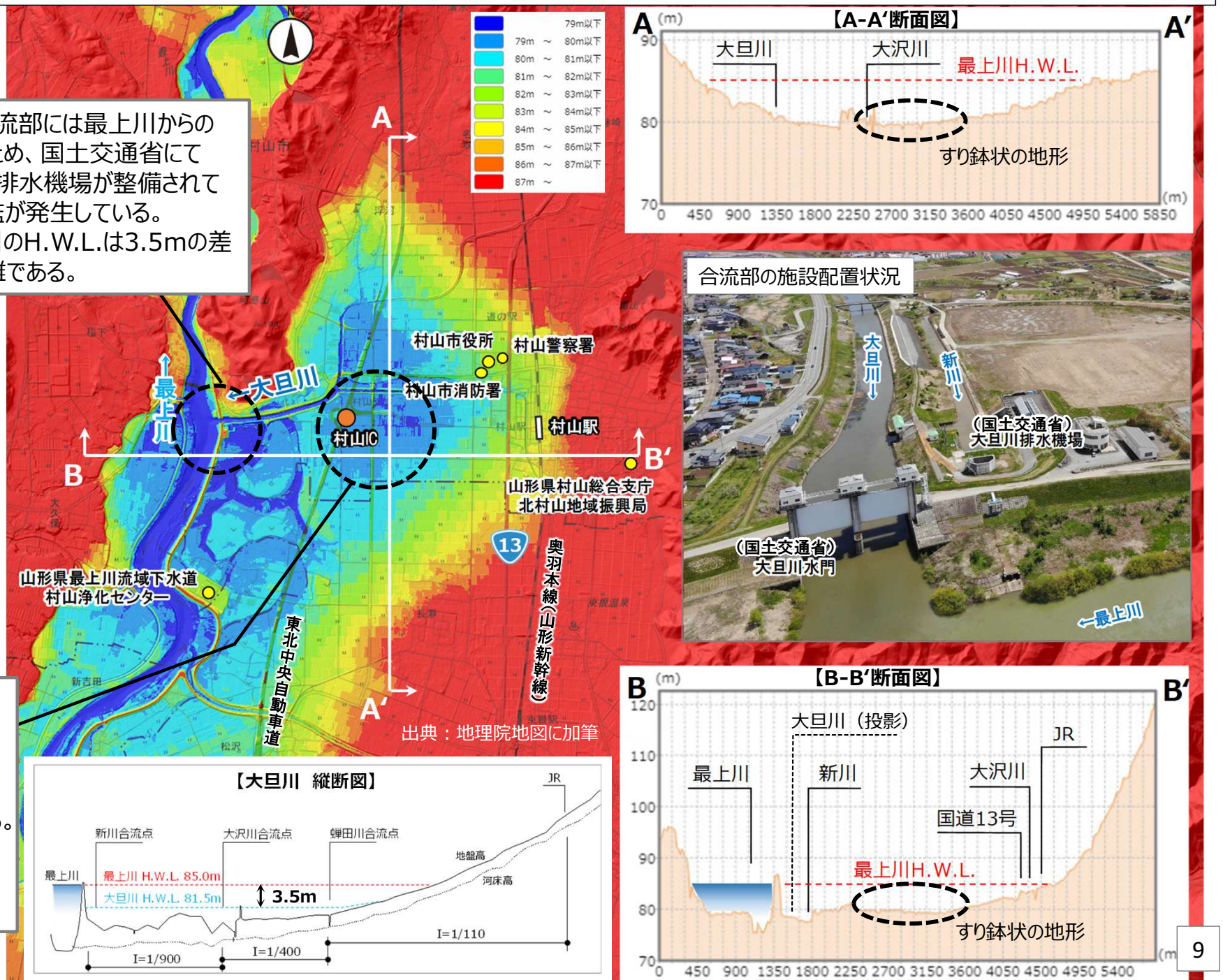
# 指定要件（要件3：接続する河川の状況）

山形県
Yamagata Prefecture Government

○ 接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への**排水制限が想定**される河川

・最上川と大旦川の合流部には最上川からのバックウォーターを防ぐため、国土交通省にて大旦川水門と大旦川排水機場が整備されているが、度々内水氾濫が発生している。
・また、最上川と大旦川のH.W.L.は3.5mの差があり自然排水は困難である。

・平地は最上川の旧河道跡があり地盤がすり鉢状に低くなっていることから内水が集まりやすい地形となっている。
・最上川H.W.L.より地盤が低いため排水が困難な地形である。



# 指定のスケジュールなど

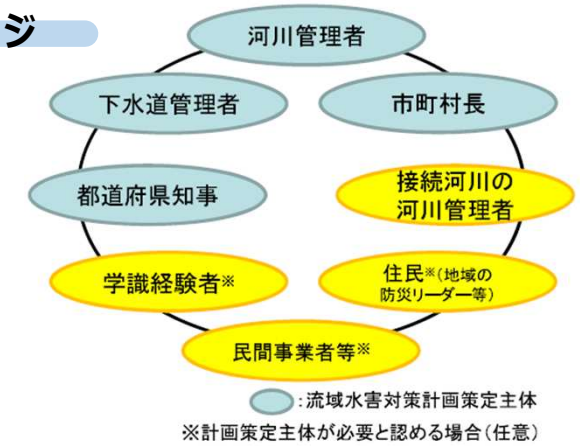
山形県
Yamagata Prefecture Government

○ 令和７年11月から指定に向けた法定手続きを開始し、**令和８年３月の指定**を予定している。
○ 指定は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、流域内の市長及び下水道管理者への意見聴取と国土交通大臣への同意付き協議へ経て、県知事が公示する。
○ 指定後は、**流域水害対策協議会を設置**し、大旦川流域で取り組む対策をとりまとめ、**流域水害対策計画を策定**し、以降、当計画に基づいて、浸水被害対策を推進する。

## ■ 指定とその後のスケジュール

- **令和７年11月** ・・・ 意見聴取（県知事 ⇒ 市長、下水道管理者）
- **令和７月12月** ・・・ 国土交通省協議（県知事 ⇒ 国土交通大臣）
- **令和８年３月** ・・・ **特定都市河川の指定**（雨水浸透阻害行為許可制度の適用）
- **令和８年４月以降** ・・・ **流域水害対策協議会の設置**（対策の検討、計画の策定）
- **令和８年度中** ・・・ **流域水害対策計画の策定**
  （洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対して実施する取組）
- **令和９年度以降** ・・・ 関係者の協働により、計画に基づき**「流域治水」を本格的に実践**

## ■ 流域水害対策協議会の構成イメージ



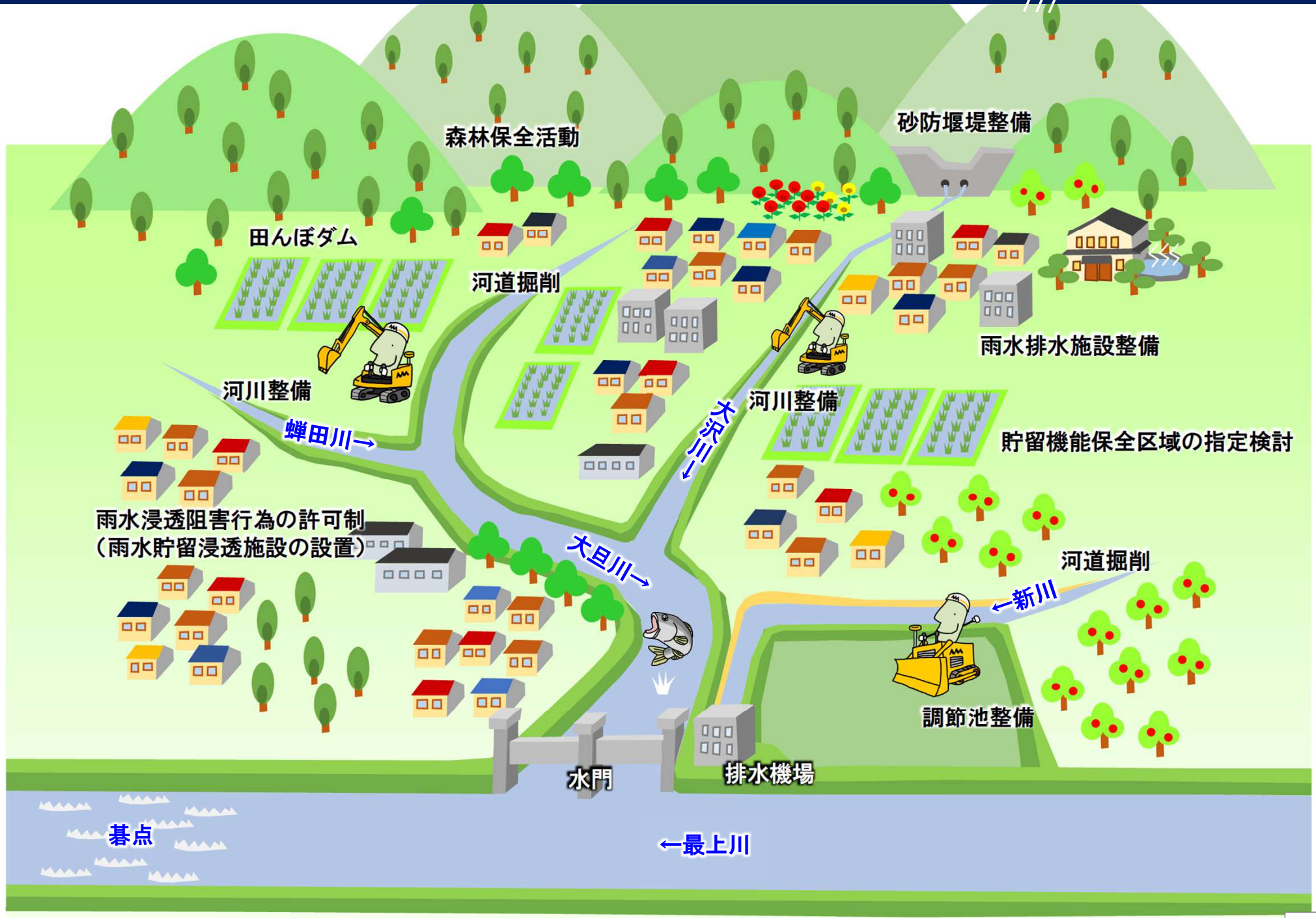




▲ 石子沢川（中山町・山辺町）の例

# 大旦川流域における特定都市河川実践のイメージ

山形県
Yamagata Prefecture Government




!!!注意!!!：記載する内容は現時点のイメージであり、今後の検討結果により変更になる場合がある

# （参考）特定都市河川に指定すると①　主な取組（国土交通省パンフレットより抜粋）

## ■みんなが参加できる仕組み

流域水害対策計画の策定、流域水害対策協議会

**特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が共同して流域水害対策計画を策定**

基本的事項
1. 計画期間
2. 浸水被害対策の基本方針
3. 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
4. 都市浸水想定

- 河川管理者：5.特定都市河川の整備／6.河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備
- 下水道管理者：7.下水道管理者が行う特定都市下水道の整備／10.下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作
- 地方公共団体 民間事業者等：8.河川管理者・下水道管理以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透
  - ←9.雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
- 11.都市浸水想定の区域における土地の利用
- 12.貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定の方針
- 13.浸水被害が発生した場合における被害拡大防止のための措置
- 14.その他浸水被害の防止を図るために必要な措置

**流域水害対策計画に記載する事項**

**流域水害対策計画の作成や実施等に係る連絡調整を行うため、流域関係者が参画する流域水害対策協議会を設置**

【流域水害対策協議会の構成イメージ】




○：流域水害対策計画策定主体

（協議会設置）
国土交通大臣指定河川設置必須
都道府県知事指定河川設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇨構成員は協議結果を尊重



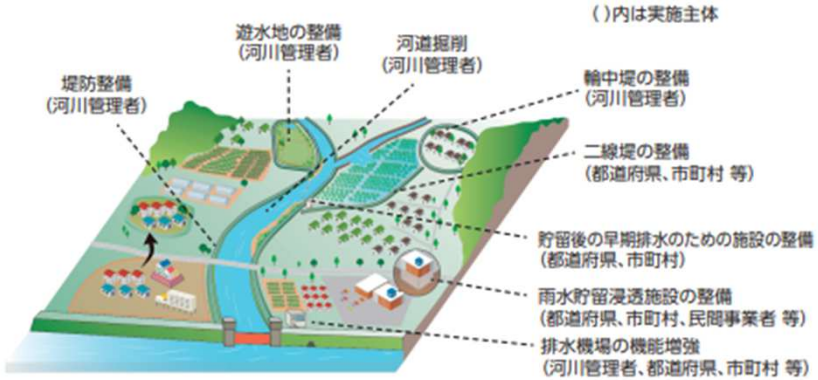

大和川流域水害対策協議会

## ■計画に基づくハード対策の加速化

特定都市河川・特定都市下水道の整備

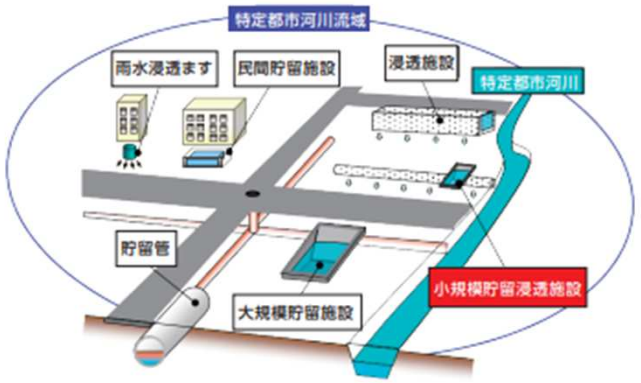
**流域水害対策計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等と一体的に行うハード対策に予算を重点措置**

### 特定都市河川におけるハード対策（河川）の例




**特定都市河川流域における浸水対策強化のため、下水道管理者等による貯留施設の整備やソフト対策等の充実に加え、下水道管理者による雨水貯留浸透施設の整備について、交付対象要件（対象施設の下水排除面積）を緩和**

### 下水道浸水被害軽減総合事業の例




**交付対象**
- 排水施設
- 雨水貯留浸透施設
  **施設規模要件を緩和して下水道管理者による整備を加速**
- 移動式排水施設
- 河川等からの逆流防止施設
- 防水ゲート、止水板　等

# （参考）特定都市河川に指定すると② 主な取組（国土交通省パンフレットより抜粋）

## ■雨水流出の増加を抑制

雨水浸透阻害行為の許可

**一定規模※以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）を義務付け**

※1,000㎡。ただし、都道府県の条例で500㎡以上1,000㎡未満の範囲内で別に定めることが可能。

### 雨水浸透阻害行為の例

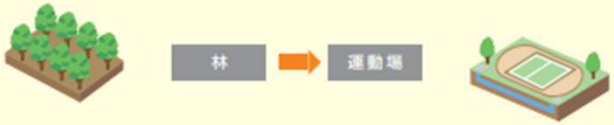
1 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更




2 土地の舗装



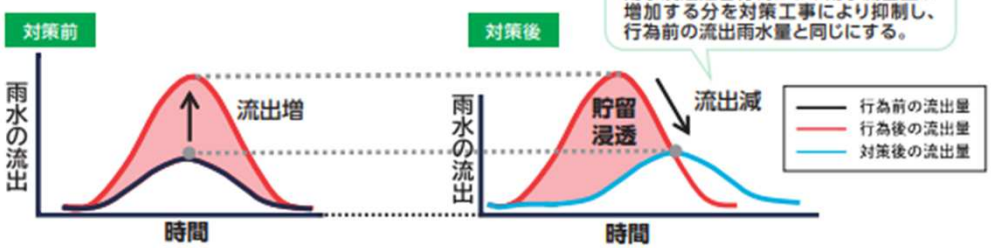

3 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置




4 ローラー等により土地を締め固める行為




### 雨水の流出抑制イメージ




## ■流域における貯留機能の保全

貯留機能保全区域の指定等

**洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地に対して、将来にわたってその効用を保全**

### 保全調整池

・100m³※以上の防災調整池について都道府県知事等が指定できる
・貯留機能を阻害するおそれのある行為（埋立て等）に対する届出を義務付け
・地方公共団体が所有者と協定を締結して保全調整池を管理できる

※都道府県等の条例で引き下げ可能




### 貯留機能保全区域

・河川沿いの低地や流域内の窪地などの土地について、土地の所有者の同意を得た上で都道府県知事等が指定できる
・機能を阻害するおそれのある行為（盛土等）に対する届出を義務付け
・固定資産税・都市計画税の課税標準に係る減免制度により、土地の所有者の負担を軽減

